公　示　書

下記の書類は、送達不能のため当職において保管しています。申し出があれば、送達を受けるべき者にお渡しします。

地方税法第２０条の２第１項の規定に基づき公示します。

【注意】

この公示は、掲示を始めた日から起算して７日を経過した日に下記の書類が送達されたものとみなされます。

（地方税法第２０条の２第３項）

那塩収公示第34号
令和8年11月24日

那須塩原市長　渡辺　美知太郎

記

送達を受けるべき者	LI JIANXIN
送達すべき書類（文書番号）	地方税法及び国税徴収法の規定に基づき作成された、令和8年11月24日付の市税に関する書類（那塩収第2655号）